

産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について

実施主体名 みちのく環境管理規格認証機構

先般、次の基準および規程が制定された。

- 『優良産廃処理業者認定制度における「エコアクション21と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」について』
(平成25年3月29日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)
- 『エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程』(平成26年4月9日制定 一般財団法人持続性推進機構)

これに基づき、「みちのく環境管理規格」に、上記の基準、規程に求められている要求事項を追加し、「みちのく環境管理規格：産業廃棄物処理業者用（初版）」を策定する。

「差異事項の具体的な内容」には、『エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程』（平成26年4月9日制定 一般財団法人持続性推進機構）を適用し、記述する。
「差異事項に適合するために（省略）書類の様式」には、前述「差異事項の具体的な内容」に伴い、「みちのく環境管理規格：産業廃棄物処理業者用を策定（案）」（＝みちのく環境管理規格との差異）した箇所を記述する。

差異事項の具体的な内容	差異事項に適合するために地域版EMS事務局及び事業者が追加的に作成、提出すべき書類の様式		地域版EMSの審査人と事務局がこれを確認するための方法等
	〔優良産廃処理業者用 初版（案）〕	（参考）〔みちのく環境管理規格〕	
<p>次の規程により、必ず把握する項目として、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）を明記した。</p> <p>〔2. 環境マネジメントシステムの要求事項〕 ②環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価</p> <p>対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を把握し、その結果を踏まえ、事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとになる活動を特定すること。環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）は必ず把握すること。事業活動における環境への取組状況を把握すること。</p>	<p>4. 3. 1 環境側面及び影響評価</p> <p>組織は、現在、過去及び実施が確実である将来の事業活動の中で、環境に影響を及ぼす項目を環境側面として明らかにする。その中から環境に著しい影響を及ぼすと考えられるもの、又はその可能性のあるものを特定するための手順を定める。著しい影響には有益なもの有害なものを含める。この情報は、常に最新のものとする。</p> <p>〔備考〕環境影響項目として取り上げる対象としては次のような項目を考慮する。なお、アンダーライン項目は、必ず把握するとともに事業活動における環境への取組み状況を把握する。</p> <p>(1) 大気への放出（二酸化炭素排出量） (2) 水への排出（総排水量、あるいは水使用量） (3) 土地への排出 (4) 原材料及び天然資源の使用（化学物質使用量＝化学物質を取り扱う事業者） (5) エネルギーの使用 (6) 放出エネルギー、例えば、熱、放射、振動 (7) グリーン購入 (8) 廃棄物及び副産物（受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量）</p> <p>〔事業者が追加的に作成、提出すべき書類〕 ・二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）についても把握し文書化したもの。</p>	<p>4. 3. 1 環境側面及び影響評価</p> <p>組織は、現在、過去及び実施が確実である将来の事業活動の中で、環境に影響を及ぼす項目を環境側面として明らかにする。その中から環境に著しい影響を及ぼすと考えられるもの、又はその可能性のあるものを特定するための手順を定める。著しい影響には有益なもの有害なものを含める。この情報は、常に最新のものとする。</p>	<p>■資料5「みちのくEMS審査要領」 P19</p> <p>「4.3.1 環境影響要因」のチェック内容</p> <p>①組織が、影響を及ぼすことのできる環境側面を特定する手順はあるか？ (5W1H)</p> <p>②著しい環境側面は、EMSを運用する際に確実に考慮しているか？ ③新規のもしくは変更された活動、製品及びサービスも考慮されているか？ ④二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）について把握しているか。</p>
<p>次の規程により、必ず実施する項目として、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分を明記した。</p> <p>〔2. 環境マネジメントシステムの要求事項〕 ④環境目標及び環境活動計画の策定</p> <p>環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定すること。環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定すること。環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定めること。環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知すること。</p>	<p>4. 3. 3 環境目的と環境目標</p> <p>組織は、関連する各部門において中長期の環境目的並びに、単年度の環境目標を定め、文書化する。環境目的と環境目標は、環境方針と整合させる。また次の項目に配慮した上で設定及び見直しをする。</p> <p>(1) 著しい環境側面 (2) 法律その他の規制 (3) 技術面とコスト面からみて可能な範囲 (4) 利害関係者の見解</p> <p>前項、4. 3. 1項〔備考〕欄のアンダーライン項目は環境目的と環境目標を策定する。</p> <p>組織は、次の項目を含んだ具体的な計画を文書化する。</p> <p>(1) 進捗を管理する責任者の明示 (2) 具体的な施策と日程 (3) 環境目標に対する実績が監視・測定出来ること (4) 計画は最高責任者による見直しで定期的に見直しを行う。</p> <p>4. 3. 4 環境マネジメントプログラム</p> <p>組織は、環境目的と環境目標を達成するための環境マネジメントプログラム（環境活動計画）を作成する。このプログラムには次の内容を含む。</p> <p>(1) 関連する各部門の実行責任者を明らかにする。 (2) 達成するための具体的な方法と日程を明らかにする。 (3) 環境目標を最終的に達成するための中間指標と、それらを達成するための施策が具体的であること。中間指標の合理的結果として環境目標に到達すること。 (4) 環境マネジメントシステムに係る全員に周知徹底する。</p> <p>〔事業者が追加的に作成、提出すべき書類〕 ・二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）について、環境目的・環境目標・環境マネジメントプログラムの作成</p>	<p>4. 3. 3 環境目的と環境目標</p> <p>組織は、関連する各部門において環境目的と環境目標を定め、文書化する。環境目的と環境目標は、環境方針と整合させる。また次の項目に配慮した上で設定及び見直しをする。</p> <p>(1) 著しい環境側面 (2) 法律その他の規制 (3) 技術面とコスト面からみて可能な範囲 (4) 利害関係者の見解</p> <p>環境目的は明確にし環境目標は可能な限り数値化する。目標数値は可能なものはCO2換算、金額換算、化学物質換算を行い、客観的数値として表現できるよう努力する。</p> <p>4. 3. 4 環境マネジメントプログラム</p> <p>組織は、環境目的と環境目標を達成するための環境マネジメントプログラムを作成する。このプログラムには次の内容を含む。</p> <p>(1) 関連する各部門の実行責任者を明らかにする。 (2) 達成するための具体的な方法と日程を明らかにする。 (3) 環境目標を最終的に達成するための中間指標と、それらを達成するための施策が具体的であること。中間指標の合理的結果として環境目標に到達すること。 事業活動に変更があった場合、計画をその都度見直し更新する。</p>	<p>■資料5「みちのくEMS審査要領」 P19</p> <p>「4.3.3環境目的及び環境目標」のチェック内容</p> <p>①環境目的及び目標は、汚染の予防、適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を含めて、環境方針と整合しているか？ ②二酸化炭素排出量削減、廃棄物廃棄物量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分を含んだ環境目的・環境目標を文書化しているか。</p> <p>■資料5「みちのくEMS審査要領」 P19</p> <p>「4.3.4環境マネジメントプログラム」のチェック内容</p> <p>①各部門の実施計画の進捗管理とレビューは確実になされているか？</p>

<p>次の規程により、「評価すること」を明記した。</p> <p>「2. 環境マネジメントシステムの要求事項」 ⑩取組状況の確認及び問題の是正 環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境マネジメントシステムの運用状況を、定期的に確認及び評価すること。環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価すること。</p> <p>環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境マネジメントシステムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施すること。</p>	<p>4. 5. 1 監視と測定 組織は、次の事項について定期的に確認する文書化した手順を定める。 (1) 環境マネジメントプログラムの進捗状況や、著しい環境側面に関連する運用及び活動状況。 (2) 環境目標の達成状況。 (3) 組織の事業活動に適用される法律、条例その他の規制を受ける事項の順守状況。 (4) 関連する計測器の精度維持。</p> <p>4. 5. 2 是正処置と予防処置 組織は、環境活動に対して問題事項が発生又は発生が予想される場合、影響度を考慮して是正処置と予防処置を実施する手順を定める。特に環境への影響が著しい場合、必ず予防処置を考慮すること。 次の内容に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。 (1) 環境目標の達成 (2) 環境活動計画の実施 (3) 環境マネジメントプログラムの運用状況 (4) 環境関連法規等の遵守状況 (5) 緊急事態の発生 また、是正処置には次の内容を含める。 (1) 内部監査・外部審査 是正処置と予防処置を行った場合は、必要に応じ手順書等の見直しを行う。</p> <p>4. 5. 4 内部環境監査 組織は、環境マネジメントシステムを監査するプログラムと手順を定める。更に次の項目について、年に最低1回、極力年2回具体的に時期を定めて実施する。 (1) 環境マネジメントシステムがこの規格の要求事項、及び組織が定めた活動内容に見合っているか。 (2) 環境マネジメントシステムが適切に実施され維持されているか。適切な実施には法規制等の順守も含まれる。 内部環境監査は、スケジュール、活動が環境に影響を及ぼす重要性及び前回の内部環境監査結果の確認を含めて行う。この内部環境監査の結果は最高責任者に報告する。 内部環境監査の手順は、次のような項目を明確にする。 (1) 範囲、頻度、方法 (2) 組織と責任者 (3) チームの編成及び担当者の資格 (4) 結果の報告</p>	<p>4. 5. 1 監視と測定 組織は、次の事項について定期的に確認する文書化した手順を定める。 (1) 環境マネジメントプログラムの進捗状況や、著しい環境側面に関連する運用及び活動状況。 (2) 組織の事業活動に適用される法律、条例その他の規制を受ける事項の順守状況。 (3) 関連する計測器の精度維持。</p> <p>4. 5. 2 是正処置と予防処置 組織は、環境活動に対して問題事項が発生又は発生が予想される場合、影響度を考慮して是正処置と予防処置を実施する手順を定める。特に環境への影響が著しい場合、必ず予防処置を考慮すること。 是正処置と予防処置を行った場合は、必要に応じ手順書等の見直しを行う。</p> <p>4. 5. 4 内部環境監査 組織は、環境マネジメントシステムを監査するプログラムと手順を定める。更に次の項目について、年に最低1回、極力年2回具体的に時期を定めて実施する。 (1) 環境マネジメントシステムがこの規格の要求事項、及び組織が定めた活動内容に見合っているか。 (2) 環境マネジメントシステムが適切に実施され維持されているか。適切な実施には法規制等の順守も含まれる。 内部環境監査は、スケジュール、活動が環境に影響を及ぼす重要性及び前回の内部環境監査結果の確認を含めて行う。この内部環境監査の結果は最高責任者に報告する。 内部環境監査の手順は、次のような項目を明確にする。 (1) 範囲、頻度、方法 (2) 組織と責任者 (3) チームの編成及び担当者の資格 (4) 結果の報告</p>	<p>■資料5「みちのくEMS審査要領」 P19 「4.5.1 監視と測定」 ①過去に法違反等があるか、又その記録があるか？ ②不適合を特定し、修正し、それらの影響を緩和する処置がとられ、原因の除去が可能な再発防止策が計画されているか？ ③是正処置は、定められた手順で実施されているか、又実施結果は有効であるか？その記録はあるか？ ④是正処置、予防処置に伴い文書化した手順を変更し実施した場合、EMS文書に反映しているか？</p> <p>■資料5「みちのくEMS審査要領」 P19 「4.5.2 是正処置と予防処置」 ①過去に法違反等があるか、又その記録があるか？ ②不適合を特定し、修正し、それらの影響を緩和する処置がとられ、原因の除去が可能な再発防止策が計画されているか？ ③是正処置は、定められた手順で実施されているか、又実施結果は有効であるか？その記録はあるか？ ④是正処置、予防処置に伴い文書化した手順を変更し実施した場合、EMS文書に反映しているか？</p> <p>■資料5「みちのくEMS審査要領審査要領」P19 「4.5.4. 内部環境監査」 ①環境上の重要性及び前回までの監査結果に基づいて監査計画は立案されているか？ ②要求事項への適合状況と有効性をチェックしているか？ ③不適合は手順通りに処理されているか？ ④不適合の是正状況は的確にフォローアップされているか？ ⑤監査の結果をレビューのために経営層に提供しているか？</p>
<p>次の規程により、環境報告書の記載事項を明記した。</p> <p>3. 環境報告書等の記載事項に関する要件</p> <p>申請者は、以下の要件に適合した環境報告書等を定期的に作成・公表しなければならない。</p> <p>①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等） ②対象範囲（認証・登録範囲）、環境報告書等の対象期間及び発行日 ③環境方針 ④環境目標 ⑤環境活動計画 ⑥環境目標の実績 ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容 ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無 ⑨代表者による全体評価と見直しの結果 なお、「①組織の概要」には、以下の項目を記載することとする。 ○法人設立年月日、資本金、売上高、組織図 ○産業廃棄物処理業に関する以下の項目 ア. 許可の内容：許可番号、許可年月日、許可の有効年月日、事業計画の概要、事業の範囲（事業の区分と廃棄物の種類） イ. 施設等の状況 ・収集運搬業者：運搬車両の種類と台数、積替保管施設がある場合はその面積と保管上限量 ・処分業者：処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力（規模）、処理方法、処理工程図 ウ. 処理実績（環境への負荷の自己チェック、受託した産業廃棄物の処理量）</p>	<p>4. 4. 3 コミュニケーション 組織は、環境に関する情報や苦情を処理するために次の事項を含む手順を定める。この手順は必要に応じて夜間・休日も考慮する。 (1) 組織内部での情報伝達の仕組み。 (2) 外部の利害関係者との情報伝達の仕組み。 (3) 特に、環境に著しい影響を及ぼす項目についての外部利害関係者への情報開示の仕組み。 (4) 環境に関連して、法規制の不適合ならびに環境事故が発生した場合にとるべき適切な情報伝達の仕組み。 組織は、下記要件を満たす環境報告書等を定期的に作成し、公表する。 (1) 適用範囲 ①組織の概要 ○事業所名、所在地、事業の概要、事業規模、法人設立年月日、資本金、売上高、組織図 ○産業廃棄物処理業に関する以下の項目 ア. 許可の内容：許可番号、許可年月日、許可の有効年月日、事業計画の概要、事業の範囲（事業の区分と廃棄物の種類） イ. 施設等の状況 ・収集運搬業者：運搬車両の種類と台数、積替保管施設がある場合はその面積と保管上限量 ・処分業者：処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力（規模）、処理方法、処理工程図 ウ. 処理実績（環境への負荷の自己チェック、受託した産業廃棄物の処理量） ②みちのくEMS登録内容 ア. 認証年月日 イ. 認証登録番号 ウ. 有効期間 エ. 登録範囲（サイト） ③環境活動レポートの対象期間及び発行日 (2) 環境方針 (3) 環境目的・環境目標 (4) 環境目標の実績 (5) 次年度の取組内容 (6) 環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無 (7) 内部監査・外部審査の報告 (8) 最高責任者による評価と見直し (9) コミュニケーション</p> <p>[事業者が追加的に作成、提出すべき書類] ・上記（1）から（9）を満たした環境活動レポート</p>	<p>4. 4. 3 コミュニケーション 組織は、環境に関する情報や苦情を処理するために次の事項を含む手順を定める。この手順は必要に応じて夜間・休日も考慮する。 (1) 組織内部での情報伝達の仕組み。 (2) 外部の利害関係者との情報伝達の仕組み。 (3) 特に、環境に著しい影響を及ぼす項目についての外部利害関係者への情報開示の仕組み。 (4) 環境に関連して、法規制の不適合ならびに環境事故が発生した場合にとるべき適切な情報伝達の仕組み。</p>	<p>■資料5「みちのくEMS審査要領審査要領」P19 「4.4.3 コミュニケーション」のチェック内容</p> <p>③環境報告書は必要な情報を記載の上、作成・公表されているか。</p>